

4 - 9 令和6年食中毒発生状況一覧表

No	発生日	発生場所	取扱保健所	摂食者数	患者数	患者累計	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂食場所	概要	生活衛生課		行政処分	事件票		詳細
													提出	番号		提出	番号	
1	1月2日	諫早市	県央	22	17	17	0	令和5年12月31日及び令和6年1月1日に当該飲食店が提供した食事	ノロウイルス	飲食店営業	飲食店	令和6年1月4日(木)医療機関から諫早市内の宿泊施設を利用した複数名が食中毒を疑う症状を呈している旨の通報が保健所にあり探知。有症者らは、12月31日(日)から当該施設を9名で利用。うち8名が1月2日(火)午前7時頃から1月3日(水)午前2時頃にかけて下痢、嘔吐、発熱等を呈した。また、同日同施設を利用した別の3グループ13名中9名が同様の症状を呈していた。調理従事者3名及び有症者2名の便からノロウイルスが検出されたこと等から、施設内飲食店を原因とする食中毒と断定した。	停止3日	-	1	-	-	
2	1月30日	長崎市	長崎市	6	6	23	0	当該飲食店において調理、提供された食品	ノロウイルス	飲食店営業	飲食店	令和6年1月30日(火)15時頃、県生活衛生課から、長崎市内の飲食店で喫食した複数名が、嘔吐、下痢等の症状を呈しているとの連絡があり、探知。1月28日(日)に当該施設を利用した1グループ6名中6名が嘔吐、下痢等の症状を呈していることが判明。調査の結果、患者及び調理従事者の便からノロウイルスが検出されたこと等から、当該施設で提供された食事を原因とする食中毒事件であると断定した。	停止2日	-	-	-	-	
3	2月21日	大村市	県央	1	1	24	0	2/20に販売された生食用鮮魚介類(イワシの刺身)	アニサキス	魚介類販売業	家庭	令和6年2月22日、大村市の医療機関より、患者からよりアニサキスを摘出したとの連絡があり探知。調査の結果、患者は、2月20日に大村市内のスーパーでイワシの刺身を購入、1名で自宅にて喫食し、翌21日に激しい腹痛を呈したため医療機関を受診。翌22日午前中に胃カメラ検査の結果、アニサキス虫体が摘出されたことから、当該店舗が提供した刺身を原因食品とする食中毒と断定した。	-	-	2	-		
4	3月21日	諫早市	県央	21	18	42	0	令和6年3月21日に当該飲食店が提供したヒラメ刺身(推定)	クドア・セブテンブクター	飲食店営業	飲食店	令和6年3月21日、県消防本部通信指令室より食中毒を疑う症状を呈している3名を救急搬送したと連絡があり探知。調査の結果、有症者らは、同日16時半頃諫早市内の飲食店で会食した21名で、うち18名が3月21日(木)午後6時30分頃から3月22日(金)午前5時頃にかけて吐き気、嘔吐、下痢、悪寒等を呈した。共通食が当該食事以外にないこと、有症者1名の便からクドア・セブテンブクター遺伝子が検出されたこと等から、当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定した。	-	-	3	-		
5	3月30日	諫早市	県央	110	23	65	0	令和6年3月29日から31日に当該飲食店が提供した食事	ノロウイルス	飲食店営業	レストラン	令和6年4月1日、諫早市内の飲食店利用者から、複数名が嘔吐、下痢等の食中毒を疑う症状を呈している旨の通報が県央保健所にあり探知し、4月3日に当該飲食店から複数グループで健康被害を訴えている利用者があるとの追加情報を受け県央保健所が調査を行った。調査の結果、3月29日午後0時半頃から当該飲食店を利用した8名グループのうち7名が3月30日午後4時頃から3月31日午後2時頃にかけて下痢、嘔吐、発熱等を呈していることが判明した。また、3月29日夕方利用した別の1グループ8名中2名、3月30日昼もしくは夕方に利用した2グループ8名中3名、及び3月31日昼に利用した2グループ8名中7名が同様の症状を呈していた。有症者全員の共通食がこの飲食店での食事以外にないこと、調理従事者2名及び有症者7名の便からノロウイルスが検出されたこと、喫食から発症までの時間と症状がノロウイルス食中毒の特徴と一致することから、当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定した。施設は処分前2日間営業を自粛している。	停止2日	-	4	-		
6	4月8日	西海市	西彼	1	1	66	0	しめ鯖	アニサキス	魚介類販売業	家庭	令和6年4月10日、佐賀県生活衛生課より、西海市内の店舗で加工されたしめ鯖を喫食した患者からよりアニサキスを摘出したとの連絡があり探知。調査の結果、患者は、4月7日に西海市の店舗で加工されたしめ鯖を佐世保市内の店舗にて購入、1名で自宅にて喫食し、翌8日に腹痛を呈したため医療機関を受診。内視鏡検査の結果、アニサキス虫体が検出されたことから、西海市内の店舗が加工したしめ鯖を原因食品とする食中毒と断定した。	-	-	5	-		
7	4月22日	島原市	県南	2	1	67	0	不明	アニサキス	不明	家庭	令和6年4月24日、島原市内の魚介類販売店舗より、当該店舗で販売したしめ鯖の購入者から、喫食後に胃腸炎症状を呈し、受診した医療機関にてアニサキスを摘出したとの連絡があったと情報提供があり探知。調査の結果、患者は、4月21日に当該店舗で購入したしめ鯖を2名で自宅にて喫食し、加えて前日にも同市内飲食店で刺身の盛り合わせも喫食していた。患者は4月22日に吐き気、腹痛を呈したため医療機関を受診。内視鏡検査の結果、アニサキス虫体が検出されたことから、当該施設が加工、提供した鮮魚介類が原因食品と疑われたが、原因施設、食品については特定することができなかった。	-	-	6	-		
8	7月30日	長崎市	長崎市	2	2	69	0	当該飲食店において調理、提供された食品	カンピロバクター	飲食店営業	飲食店	令和6年8月2日、長崎県生活衛生課より、県央保健所管轄内の医療機関から長崎市内の飲食店を利用した患者に関する食中毒届出があったとの連絡を受け、探知。調査の結果、当該団体2名は、7月27日17時頃に長崎市内の飲食店を利用し、7月30日12時から7月31日14時にかけて発熱、下痢等を呈していた。有症者2名中2名の便からカンピロバクターが検出されたこと、有症者の共通行動は同日開催のイベントの散策と当該施設の利用であるが、イベント時に同箇に感染しうる食事及び行動が認められなかったことから、当該施設で提供された食事(焼き鳥、白レバー刺しなど)を原因とする食中毒と断定した。	-	-	-	-		

